

日本工業標準調査会 標準部会 第21回 窯業技術専門委員会議事録

1. 日時 : 平成19年4月12日(木) 14:00~17:00

2. 場所 : 経済産業省 別館5階509共用会議室

3. 出席者: 10名

植松委員長(長岡技術科学大学)、安藤委員(黒崎播磨㈱)、鶴澤委員(硝子繊維協会)、荻原委員(鹿島建設㈱)、片山委員(セントラル硝子㈱)、阪井委員(日本ガイシ㈱)、福泉委員(東邦テナックス㈱)、福永委員((財)日本規格協会)、町田委員(㈱日立製作所)、山内委員((独)産業技術総合研究所)

出席者: 1名 小澤委員(JFEスチール㈱)

関係者: 12名

R1703-1: 橋本(東京大学)、駒木((社)日本ファインセラミックス協会)

R1703-2: 同上

R1709: 石崎(東芝ライテック(株))、駒木((社)日本ファインセラミックス協会)

R1678: 八田(宇宙航空研究開発機構)、駒木((社)日本ファインセラミックス協会)

R1679: 東田(ファインセラミックスセンター)、駒木((社)日本ファインセラミックス協会)

R3108: 樋口(セントラル硝子(株))、鹿島(板硝子協会)

R7651: 岩下((独)産業技術総合研究所)、釜土((独)産業技術総合研究所)

R1603: 上叢((独)産業技術総合研究所)、釜土((独)産業技術総合研究所)

R1616: 同上

R2209: 朝倉(岡山セラミックス)、小林(耐火物技術協会)

事務局: 3名

江口、長野、森野(経済産業省 産業基盤標準化推進室)

4. 議題

- (1) 前回(第20回 H18.12.18)議事録の確認.....資料 2
- (2) 日本工業規格案(制定)の審議
 - ① R1703-1 ファインセラミックス-光触媒材料のセルフクリーニング[®]性能試験方法-
第1部: 水接触角の測定資料 3
 - ② R1703-2 ファインセラミックス-光触媒材料のセルフクリーニング[®]性能試験方法-
第2部: 湿式分解性能資料 4
 - ③ R1709 ファインセラミックス-紫外線励起形光触媒試験用光源資料 5
 - ④ R1678 長繊維強化セラミックス複合材料の常温における有孔引張試験方法.....資料 6
 - ⑤ R1679 ミリ波帯における電波吸収材料の吸収量の試験方法.....資料 7
 - ⑥ R3108 建築用ガラスの落球防犯性能試験方法.....資料 8
 - ⑦ R7651 炭素材料の格子定数及び結晶子の大きさ測定法.....資料 9
- (3) 日本工業規格案(改正)の審議
 - ① R1603 ファインセラミックス用窒化けい素微粉末の化学分析方法.....資料 10
 - ② R1616 ファインセラミックス用炭化けい素微粉末の化学分析方法資料 11
 - ③ R2209 耐火れんがの荷重軟化点の試験方法資料 12
- (4) 2007年国際標準化アクションプラン案の審議資料 1

5. 議事

- (1) 前回議事録の確認

資料2に基づいて事務局から前回議事録の説明を行い、確認された。

- (2) 日本工業規格案(制定)の審議

- ① R1703-1 ファインセラミックス-光触媒材料のセルフクリーニング[®]性能試験方法-
第1部: 水接触角の測定

資料3に基づいて関係者から説明があり、下記を行うことで承認された。

- ①-1 序文の末尾を「制定する」から「制定された」に変更する。
- ①-2 3.4（セルフクリーニング）の「・・・固定化された・・・」を第2部に合わせて「・・・担持された・・・」に変更する。
- ①-3 5.1.1（ブラックライトブルー蛍光ランプ）の規定を、351nmに限定せずに、JIS R 1709に規定するものを引用する。注記で、351nmを推奨する。
- ①-4 7.1.3（ディップ）の「乾燥後の接触角が20°を超えない時は、このディップ操作を繰り返しても良い」を削除する。（原文申請前の光触媒標準化委員会で削除することに決定していた。）
- ①-5 9（試験結果の報告）のe)で、選択したランプのピーク放射の波長も記載するように規定する。

② R1703-2 ファインセラミックス-光触媒材料のセルフクリーニング性能試験方法—
第2部：湿式分解性能

資料4に基づいて関係者から説明があり、下記を行うことで承認された。

- ②-1 4.1.5（ブラックライトブルー蛍光ランプ）の規定を、351nmに限定せずに、JIS R 1709に規定するものを引用する。注記で、351nmを推奨する。
- ②-2 7（試験結果の報告）のh)で、選択したランプのピーク放射の波長も記載するように規定する。

③ R1709 ファインセラミックス-紫外線励起形光触媒試験用光源
資料5に基づいて関係者から説明があり、承認された。

④ R1678 長繊維強化セラミックス複合材料の常温における有孔引張試験方法
資料6に基づいて関係者から説明があり、下記を行うことで承認された。

- ④-1 1（適用範囲）に「・・・常温における・・・」とあるが、常温を規定していない為、規定する。
- ④-2 5.5（長さ計）で、使用する測定器を、規格を引用して明確に規定する。
- ④-3 6（試験片）表1で、試験片の孔の直径と厚さの上限を規定する。

⑤ R1679 ミリ波帯における電波吸収材料の吸収量の試験方法
資料7に基づいて関係者から説明があり、下記を行うことで承認された。

- ⑤-1 3.2（略語及び記号）表2の2行目、附属書Aの図A.2及び図A.5のaをAに変更する。
- ⑤-2 12（結果の記録）で、報告事項を明確に規定する。

⑥ R3108 建築用ガラスの落球防犯性能試験方法
資料8に基づいて関係者から説明があり、承認された。

⑦ R7651 炭素材料の格子定数及び結晶子の大きさ測定法
資料9に基づいて関係者から説明があり、承認された。

（3）日本工業規格案（改正）の審議

① R1603 ファインセラミックス用窒化けい素微粉末の化学分析方法
資料10に基づいて関係者から説明があり、承認された。

② R1616 ファインセラミックス用炭化けい素微粉末の化学分析方法
資料11に基づいて関係者から説明があり、承認された。

③ R2209 耐火れんがの荷重軟化点の試験方法
資料12に基づいて関係者から説明があり、5.1.2（装置の構成）の図1の記号と名称を正しく表記することで承認された。

（4）2007年国際標準化アクションプラン案の審議
資料1に基づいて事務局から説明があった。